

技能ルネッサンス！ かながわ2010イメージキャラクター等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第48回技能五輪全国大会・第32回全国障害者技能競技大会推進協議会（以下「推進協議会」という。）が定めた、第48回技能五輪全国大会・第32回全国障害者技能競技大会（以下「大会」という。）の大会名称、大会愛称、大会会期、大会スローガン、大会イメージキャラクター及び大会イメージキャラクターの愛称等（以下「大会イメージキャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 大会イメージキャラクター等とは、技能ルネッサンス！ かながわ2010（第48回技能五輪全国大会・第32回全国障害者技能競技大会）基本デザインマニュアル（ロゴタイプ等デザインガイド）（以下「基本デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

(申請)

第3条 大会イメージキャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ「技能ルネッサンス！ かながわ2010イメージキャラクター等使用承認申請書」（様式第1号）を、第48回技能五輪全国大会・第32回全国障害者技能競技大会推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及び共催団体が使用するとき。
- (2) 推進協議会会員が使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び大会広告の目的で使用するとき。
- (5) 大会協賛企業又は協賛団体が使用するとき。
- (6) その他会長が適当と認めたとき。

(承認の範囲)

第4条 会長は、大会イメージキャラクター等を使用しようとする者に対して、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは除き、大会イメージキャラクター等の使用を承認する。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 大会イメージキャラクター等を、正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反するとき、又は反するおそれのあるとき。
- (4) その他、会長が大会イメージキャラクター等の使用について不適當と認めたとき。

(承認)

第5条 会長は、第3条の承認をするときは、「技能ルネッサンス！ かながわ2010イメージキャラクター等使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって行う。

(使用料)

第6条 大会イメージキャラクター等の使用料は無料とする。ただし、商品に使用する場合は、会長と協議する。

(使用上の遵守事項)

第7条 大会イメージキャラクター等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- (4) 使用にあたっては、承認番号を明示すること。ただし、使用対象物件の美観、機能等を著しく損なう場合には、これを省略できる。
- (5) 大会イメージキャラクター等を使用する対象物の安全性、表示に関する事項については各種法律に基づき使用者が全て責任を負うものとする。
- (6) 物品の販売を行う者は、当該販売物品にリサイクル資材や環境に配慮した材料を取り入れるよう努力すること。
- (7) 当該使用に係る物品の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出を持って代えることができるものとする。

2 大会イメージキャラクター等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

3 大会が何らかの事由により中止され、又は大会の内容について変更が行われた場合であっても推進協議会に対して何らの損害賠償その他の請求及び権利の主張を行ってはならない。
(承認内容の変更)

第8条 大会イメージキャラクター等の使用承認を受けたものが、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「技能ルネッサンス！かながわ2010イメージキャラクター等使用承認内容変更申請書」（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第5条の規程を準用する。

(承認の取消し)

第9条 会長は、大会イメージキャラクター等の使用が、この規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消しすることができる。

2 前項の承認の取消は、「技能ルネッサンス！かながわ2010イメージキャラクター等使用承認取消通知書」（様式第4号）をもって行う。

3 前2項の規程により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(使用期間)

第10条 大会イメージキャラクター等の使用期間は、使用を承認した日あるいは使用の届出をした日から、推進協議会が解散する日までを限度とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、大会イメージキャラクター等の使用の取扱いについて必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。